

「横浜市広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業」
実施候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業」の実施候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び事業説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの提案書書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要な事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 事業の実施体制
- (2) 事業全体の考え方
- (3) 広告事業
- (4) 案内サイン
- (5) 公衆無線LAN
- (6) 実施工程
- (7) 独自提案
- (8) 男女共同参画及び市内中小企業の受注機会の増大に関する取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 事業全体に関する考え方
 - (2) 案内サイン
 - (3) 公衆無線LAN
 - (4) 独自提案
 - (5) 男女共同参画に関する取組
 - (6) 市内中小企業の受注機会の増大
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該事業実施に適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の視点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は、委員長及び副委員長のほか、次の委員で構成する。

都市整備局	副局長（委員長）
政策局	政策課担当課長
総務局	行政・情報マネジメント課セキュリティ担当課長
市民局	ラグビーW杯・オリンピック・パラリンピック推進課担当課長
文化観光局	観光振興課長
道路局	企画課長
港湾局	賑わい振興課担当課長
都市整備局	総務課長（副委員長）
都市整備局	企画課長
都市整備局	都市デザイン室長
都市整備局	都心再生課長
都市整備局	景観調整課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員会において、最高得点の提案を最優秀提案として、二番目に高い得点の提案を優秀提案として選定する。

6 委員長は、評価結果を都市整備局第一入札参加資格審査・業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 最優秀提案を行った提案者を優先実施候補者、優秀提案を行った提案者を次点実施候補者として特定すること
- (4) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項
- (5) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (6) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。

(読替規定)

2 実施要綱第 1 条、第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 7 条、第 8 条、第 13 条、第 14 条第 3 項、第 16 条第 4 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 1 項、プロポーザル参加指名通知書中「委託」とあるのは「公募事業」、実施要綱第 1 条、第 2 条第 1 項、第 3 条、第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 12 条、第 17 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条、第 20 条中「受託候補者」とあるのは「実施候補者」、実施要綱第 16 条第 2 項及び第 4 項中「受託候補者」とあるのは「優先実施候補者」、実施要綱第 3 条、第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項、プロポーザル関係書類提出要請書中「業務」とあるのは「事業」、実施要綱第 2 条中「提案者」とあるのは「法人等」と読み替える。